

メキシコの外国投資に関する法システム

佐々木雄一*

1. はじめに

20世紀終盤に、情報通信技術と交通の発展がグローバル化を加速し、今日、グローバルな国境を越える取引が経済面で重要性を増している。このような国際取引に関しては、国内法である私法、公法、国際私法および紛争解決手続法、国際条約による統一私法、公的規制に係る二国間条約および多国間条約等の性質や効力を異にする多様な法が適用される¹。二国間条約には通商友好航海条約、租税条約、投資協定（BIT：Bilateral Investment Treaty）などがあり、多国間協定としては「関税および貿易に関する一般協定²」（GATT：General Agreement on Tariffs and Trade）およびこれを継承した世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）の諸協定が挙げられる。また、現在、日本が積極的に各国と締結を推進している経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）や自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）が地域間あるいは二国間において締結されている。

第二次世界大戦後、日本が先進国に列せられるまでの過程において、日本は、貿易および投資の自由化に慎重に選別的に対処して経済開発をそのコントロール下におき³、まだ脆弱で国際競争力のなかった国内産業の保護育成を達成することができた。そこでは「外

資に関する法律⁴」ならびに「外国為替及び外国貿易管理法⁵」による規制が大きな役割を果たした。発展途上国は、第一次産品の輸出、工業製品の輸入という経済構造においては、第一次産品の生産が安定せず次第に輸入超過となって貿易収支が悪化してしまう傾向が強いことから、先進国からの輸入を制限して、自国の産業を閉鎖的な国内市場で育成する、すなわち、輸入品を国産品によって代替していくという輸入代替工業化政策（Import-Substitution Industrialization）を採った。しかし、規模が大きい重化学工業においては国内市場だけでは狭すぎ、また、保護政策の下では国際競争にさらされない。そのために企業経営や生産技術は非効率化して、輸出競争力は弱体化して長期にわたり、経済が停滞した。東アジアにおいては、前述の日本と同様な政策を採用し、1970年代から1980年代初めにかけて、比較優位性をもつ産業分野で国際競争力を培い、外資導入および市場自由化により、工業製品の輸出を促進して工業化を達成するという輸出志向型工業化に転換して成功している。しかし、メキシコは1980年代半ばにようやく輸入代替工業化政策を輸出志向型工業化政策に変え始め、1992年に北米自由貿易協定（NAFTA：North American Free Trade Agreement）を締結して高度の貿易および投資の自由化を急激に推し進めている⁶。

経済成長をもたらす主要因として資本と労働があり、また、被雇用者一人当たりのGDPの伸びのうち資本と労働によって説明

* 早稲田大学大学院法学研究科博士課程

できない残りの部分は技術の進歩によるものであるとされる⁷。発展途上国にとって外国直接投資の導入には資本のほかに技術やノウハウなどの知的財産が国内投資先に移転することが多いので、外国投資の規制や保護が重視される。本稿においては、発展途上国が経済発展を達成するために必要な資本を外国投資によって調達する場合の外国投資の規制や保護に関する法システムを、ラテンアメリカのメキシコについて検討する。メキシコはラテンアメリカの中でもブラジルと双璧をなす大国であり、ヨーロッパの旧宗主国をはじめ、帝国主義時代の列強や強大な隣国であるアメリカ合衆国などの外国から資本を受入れてきた歴史をもつが、東アジアの工業発展に遅れをとっている。NAFTAや日墨経済連携協定（Japan-Mexico EPA: the Agreement between Japan and the United Mexican States for the Strengthening of the Economic Partnership）を締結して積極的に国際化を目指す、メキシコにおける外国投資の法システムの展開をたどり、今日有している問題を考察することは、外国投資の法システムの研究において興味深いテーマであると考えられる。

2. カルボ条項

アルゼンチン人の外交官および国際法学者であるカルロス・カルボ（Carlos Calvo：1824年－1906年）が、1868年に出版されたその著書 *Derecho Internacional Teórico y Práctico de Europa y America* において、カルボ原則（Carvo Doctrine）を国際法上の原則として唱えた。カルボ原則は、①独立国は他国の干渉を受けない、②外国人に内国民が与えられないような特権は与えない（内外人平等主義）、③私的救済の執行方法に関して、投資受入国のあらゆる救済手段の利用を完了する以前の段階では、外交的保護権の利用を禁止する、というもので、投資受入国の裁判

所に裁判管轄権を与え、外交的保護権の利用を防止する目的で主張された。

19世紀初めにラテンアメリカ諸国は、相次いでヨーロッパの旧宗主国から独立した。そして、この時期にヨーロッパおよびアメリカ合衆国が、原料供給地および商品の販売市場を求めてラテンアメリカの新独立国や世界の他の地域に進出し、資本投資を積極的に行った。ラテンアメリカにおいて、投資国は自国民が外国投資するにあたっては投資受入国により法と正義に基づく国際的標準の保護が与えられるべきとして、自国民の人的、物的損害が投資受入国における法的救済手段により十分に救済されなければ、本国に救済を求めうるとして外交的保護権を行使した。そして、外交的保護権には新独立国への国家介入の手段として濫用される側面があり武力干渉が頻発⁸したことから、外国による再植民地化を恐れるラテンアメリカ諸国はカルボ原則を主張して外交的保護権に対抗した。カルボ原則を憲法、条約、制定法および契約に具体的に規定したものがカルボ条項（Calvo Clause）と呼ばれる。

カルボ条項は個人に国家の権利である外交的保護権を放棄させることから、その有効性については否定的な見解が多い⁹。1920年代から1930年代初めにかけてメキシコの請求委員会における国際仲裁¹⁰においていくつかの判断が下されている。アメリカ・メキシコ一般請求委員会は、1926年3月31日のテキサス北米浚渫会社事件¹¹に関する仲裁判断において、契約におけるカルボ条項の目的が外交的保護権の濫用を防止しようとするものであって権利自体を破棄しようとするものではなく、国際法上も禁止されていない、とする一方で、投資受入国側の裁判拒否や公的救済措置の不当な遅延に対しては外交的保護権を行使でき、メキシコ領域内におけるメキシコの主権的管轄権ならびに外国人およびその財産に対する本国政府の主権的保護権の間に合理的かつ実際的な一線を引かねばならない、

としてカルボ条項の適法性にその限界を示した¹²。

実務的には、外国人投資家は外交的保護権の利用によりメキシコにおける事業を危険にさらすことを恐れ、メキシコの法および実務による救済に頼ることとなり、カルボ条項の存在は外交的保護の要請をためらわせるのに役立ったとされる¹³。

メキシコ憲法27条のIは次のように規定して、外国人の活動の制限している。とりわけ、2.の規定がカルボ条項にあたる。

1. メキシコ人またはメキシコ会社に限り、土地、水とその付属物を取得する権利および鉱山を採掘するもしくは水を採取する特別の許可 (concession) を取得する権利を有す。
2. 外務省に対し、財産に関して内国人とみなされること、その財産に関して自国政府の保護を求めず、この合意に違反した場合、合意によって取得した財産をメキシコのために喪失するという制裁を受けることを合意する外国人に対して、国は前項と同じ権利を付与することができる。
3. 国境に沿って100キロメートル、海岸では50キロメートルの幅の中では、外国人は土地および水の直接の所有権を取得することができない。
4. 国は、国内の公共の利益および互惠の諸原則に基づいて、外国に対して、その大使館もしくは公使館への直接のサービスに必要とされる不動産の私的所有権を、連邦政府機関の恒常的所在地において取得することを、外務省の判断にもとづいて、許可することができる。

さらに、憲法27条のIのこの規定は、現在の外国投資法（1993年公布）の10条（憲法27条のIに基づき外国法人は国内の不動産の所有権を取得することが出来る）、10-A条（制限地域外で不動産または特別の許可を取得しようとする外国人の要件）、15条（会社設立および定款記載事項に関する外務大臣

の許可の必要性）において、繰返し引用されている。

3. メキシコの外国投資規制

(1) 輸入代替工業化政策

1950年から1970年にかけて、アジアやラテンアメリカでは、それまでの第一次産品の輸出に頼ったモノカルチャー経済からの脱却策として、輸入代替工業化政策が採用された。メキシコの場合は、1935年から1982年まで輸入代替工業化政策が採られた。第二次世界大戦中に欧米諸国からの輸入が途絶えたために国内工業が発展し、保護関税に守られて当初は製造部門を中心に安定した経済成長を遂げた。しかし、こうした保護主義の下では成長が緩慢になり、さらに、規制する側との癒着により非効率が生じ、国際競争力はむしろ低下する結果となった。それでも、この間に原油価格がバーレル当たり6ドルから36ドルまで上昇してメキシコの輸出の約76%を原油が占めるようになり、国民総生産は年平均6%程度の成長を遂げ、危機感が感じられることはなかった。一方、アジアでは1970年代から韓国、台湾、香港やシンガポールが、いち早く貿易自由化による開放政策に基づく輸出志向工業化政策を採用してグローバル市場に参入し、新しい発展段階に入っていた。メキシコでは、輸入代替工業化が発展して重化学工業などの資本集約部門にまで及んだが、国際競争力を持つまでには成長しなかったもので、公的部門の肥大化、政治や行政の腐敗および民間部門の非効率によってついには外国債務の返済に困難をきたし、1982年に破綻した。

メキシコにおいて外国投資規制は、1917年憲法において外国人の土地および特別の許可の取得制限¹⁴を定めたものが最初である。

ラサロ・カルデナス・デル・リオ (Lázaro Cárdenas del Río) 大統領時代（任期は1934年12月から1940年11月）には、

1936年11月25日に取用法（la Ley de Expropiación）が公布され、1937年6月に鉄道、1938年3月に石油が国有化された。カルデナス大統領は、国内および外国の資本家が所有するプランテーションを接収して農民に土地を分配した。また、労働者の組織化を支援し、労働条件の改善要求を支持した。当時、特に、メキシコ人労働者に対して差別的な労働条件で雇用していた外資系石油会社が労働争議に巻き込まれ、政府調停が不調に終わったことが石油の国有化につながった。この結果、メキシコのナショナリズムは高揚し、外国資本は一時的に撤退を余儀なくされてメキシコへの外国投資額は落ち込んだ。

マヌエル・アビラ・カマチョ（Manuel Ávila Camacho）大統領（任期は1940年12月から1946年11月）は、第二次世界大戦中にメキシコ経済が活況を呈していたときに、戦争当事国から一時的な逃避資本が流入したことから、その反動で戦後に外国資本の撤収によりメキシコ経済が打撃を受けることを恐れ、1944年7月7日に「外国人または外国人株主を現在もしくは将来において有するメキシコの会社に不動産を取得するための許可を得る暫定的な必要性を規定する政令」（1944年政令：DECRETO que establece la necesidad transitoria de obtener permiso para adquirir bienes, a extranjeros, y sociedades mexicanas que tengan o tuvieren socios extranjeros）を公布し、国内企業には永久的に利用可能なメキシコ資本を充当しようとする外国投資の規制を発表した¹⁵。内容的には、あらゆる工業、農業、牧畜業、林業、あらゆる目的のための不動産開発および売買、ならびに鉱山、水源地、燃料鉱産資源に関する特別の許可にかかわる会社の支配権を、外国人もしくは外国人に所有されるメキシコの会社が取得する場合には、外務省の許可を得ることが要件とされた。さらに、外国人を所有者に持ち、その目的が上述の事項に該当するメキシコの会社の設立の定

款の作成および改訂が外務省の許可事項とされた¹⁶。それ以降、外国投資について制定法が立法されることはなく、外務省が広い裁量権を有して、規制業種の追加や許可要件の厳格な解釈による恣意的な外国投資規制が1973年まで続いた。

ルイス・エチェベリア・アルバレス（Luis Echeverría Álvarez）大統領（任期は1970年12月から1976年11月）は、経済的にアメリカ合衆国に大きく依存するメキシコの体質を改める政策を進めた。また、1973年の石油危機で発展途上国が天然資源に対する恒久的権利を主張すると、国連における1974年4月の「新国際経済秩序樹立に関する宣言および行動計画」ならびに1974年12月の「国家間経済権利義務憲章」の採択のために、第三世界のリーダーとして資源外交を展開した。国内においても、1973年3月9日に外国投資を国家への脅威と捉える保護主義的な「メキシコ人投資の促進および外国人投資の規制に関する法律」（1973年外資法：la Ley para Promover la Inversión Mexicana y Regular la Inversión Extranjera）を公布した。1973年外資法の内容は外国投資に制限的なものであり、また、複雑な手続を伴うものであった。その目的は、メキシコ人の投資を促進し、外国人の投資を制限することにより、メキシコ産業の公正で平等な発展を促進し、メキシコの経済的独立性を確保することにあった。外国投資の出資比率が特に規定されていない場合に、外国投資の出資比率を49%以下に規制したこと、外国投資はどのような場合でも企業の経営上の決定権を持つてはならないとしたこと、および特定地域において外国人が不動産を所有することを禁止したことの特徴があった。さらに、石油その他の炭化水素、基礎石油化学品、放射性物質および原子力発電所の開発、特定の鉱業、電力供給、鉄道、電話および無線通信に関する事業は国が独占的に行い、ラジオおよびテレビ、自動車輸送およびハイウェイ、領海内および国内の船

舶・航空運輸、森林開発、ガス供給については外国人の企業所有を禁止して、メキシコ人または定款に外国資本の排除条項を有するメキシコ法人が、排他的に行うものとした。利益および配当については、外国投資国家登録局に登録することにより外国送金が可能とされた。

この時代に国民総生産は年率6%以上の上昇が続いた。しかし、財政赤字および貿易赤字が続き、さらに、1973年のオイル・ショックにより次第にインフレ率は上昇傾向となった。また、政府が農民の非合法的な土地取得を黙認していたことから投資家の信頼が失われ、メキシコからの資本逃避も起き、ついに1976年8月31日に約20年間安定していたメキシコ・ペソを対ドルで45%切下げる事態となった。

ホセ・ロベス・ポルティージョ・イ・パチェコ (José López Portillo y Pacheco) 大統領時代 (任期は1976年12月から1982年11月) に、チアパス (Chiapas) タバスコ (Tabasco) カンペチェ (Campeche) において新たな油田が発見された。これによりメキシコ経済は一変して一時的に活況を呈し、エネルギー、運輸および基礎産業の各部門に対して巨額な政府支出が行われた。産油国としての信用により、外国銀行からの巨額の融資に頼りながら1978年から1981年の経済成長率は年8%を超えたが、財政赤字および原油以外の輸出産業の弱体化による貿易赤字が毎年継続し、インフレ率は次第に上昇し、1980年にペソは切下げられた。この時代に初めて貿易自由化の動きが起きて、1979年1月にGATT加入交渉を開始したが、国家工業開発計画などの実施がGATTの規制と抵触する可能性があり、むしろ二国間で原油を材料に有利な交渉ができること、米国に対する独立心および国内の民族主義的、保護主義的反対が強かったことから¹⁷、1980年3月に一旦加入申請は取り下げられた。1980年代初めには基礎的な作物の生産が低下して食糧輸入国と

なった。国内産業を保護するために輸入管理下におかれる品目が増加し関税が引き上げられ、メキシコ産業の近代化および競争力強化は停滞した。1981年6月に原油価格が急落したことをきっかけにして、世界的な高金利、上昇するインフレ率、悪化する貿易収支により内外の資本が外国に逃避し、1982年にメキシコ・ペソは3度切下げられた。そして、外国銀行からの追加融資が断られたことから、1982年8月について債務支払に関するモラトリウムが宣言され、1982年9月1日には銀行国有化が宣言されるに至った。

(2) 貿易自由化、市場開放政策

ミゲール・デ・ラ・マドリド (Miguel de la Madrid) 大統領時代 (任期は1982年12月から1988年11月) には、経済危機を脱却するために腐敗撲滅および耐乏政策が推進された。国内産業保護政策は市場開放政策に転換し、保護主義的な外資政策は弱められた。国際通貨基金¹⁸ (IMF: International Monetary Fund) と構造改革プログラムを合意して、経済安定化および構造改革に挑んだ。経済安定化政策は、石油以外の商品の輸出増加、取引相手国の多様化および選択的な輸入代替政策を中心とするものであったが、1985年にIMFとの合意目標が達成できず頓挫した。この失敗により、経済政策はさらに根本的に転換せざるを得なくなり開放経済政策に基づく貿易自由化を目指した。1985年11月にGATT加盟交渉を開始し、1986年1月13日に「対外通商に関する憲法131条の規則法」(新対外通商法: la Ley Reglamentaria del Artículo 131 de la Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos en Materia de Comercio Exterior) を公布し、また、ダンピング防止協定、関税評価に関する協定、技術貿易障害に関する協定および輸入許可手続に関する協定への加入を表明して¹⁹、1986年8月GATTに加盟が認められた。外資政策では、1984年2月に外国投資委員会がガイドラインを公表し、優先的産業については

49%以上の外資参加を認め、場合によっては100%まで容認するという弾力的な運用方針を明らかにした。1987年12月より、政府、経営者および労働者の三者が、経済成長率、賃上げや外国為替レートなどの主要経済指標の目標値を合意する経済連帯協定を毎年締結するという施策が開始された。これはサリナス政権にも継承され、その後のメキシコの経済復興に大きく貢献した。1988年までにインフレはほぼ収束し、財政および通貨の秩序が回復し、価格調整、公的部門経営の構造改革も終了したが、十分な外国投資の流入を促すまでには至らなかった。

カルロス・サリナス・デ・ゴルタリ（Carlos Salinas de Gortari）大統領（任期は1988年12月から1994年11月）の下では、国営企業の民営化および経済の規制緩和が民間投資を活性化するために推進された。1989年半ばまでに、外国民間銀行との間で中長期の債務の削減交渉が決着し、銀行は再び民営化され、さらにアメリカ合衆国との自由貿易協定構想が初めて公表された。この直後から、メキシコから外国に逃避していた資本が還流し始め、また、新規の外国投資も増加し始めた。

外国投資については、1989年5月16日に外国投資法規則（1989年外資法規則：el Reglamento de la Ley para Promover la Inversión Mexicana y Regular la Inversión Extranjera）が公布された。この規則は、本格的な市場開放に向けて予定される外資法改正に先立ち、外国投資を促進するために手続を簡素化することを狙いとしたものであった。ついで、1993年12月27日に外国投資法（1993年外資法：la Ley de Inversión Extranjera）が公布され、1944年政令および1973年外資法が廃止された。1993年外資法は現在までに、1995年、1996年、1998年、1999年および2001年に改正されている。1993年外資法はNAFTAが発効する直前に公布されたものであり、1973年法による多くの外資規制が除かれた。1993年外資法の目的は、

メキシコに外国投資を導入し、外国投資が国家発展に貢献するのを支援するための規定を制定することにある。

国が独占的に行う事業分野や、メキシコ人が排他的に行う事業分野を定めている点は1973年外資法と同様であるが、外国投資の参加比率が49%を上限とする規則はなくなり、また、外国人投資者に対するパフォーマンス要求もなくなった。そして、外資委員会ほかメキシコ行政機関の裁量権が縮小されている。

国が独占する分野は、石油およびその他の炭化水素、基礎石油化学品、電力、原子力エネルギー、放射性鉱物、電報、無線電信、郵便、紙幣発行、貨幣鋳造、港湾・空港・ヘリポートの管理・監督・警備などとされた。

メキシコ人に排他的に留保される業種は、国内の乗客・観光・貨物（郵便・小包を含まない）陸上輸送、ガソリン・液化ガス小売、ラジオ放送・ケーブルテレビ以外のテレビ放送、信用組合、開発銀行、法律に明文上定められる専門的技術サービスとなっている。

外国資本の参加比率に上限を設定する業種は、10%・25%・49%までの三段階が設けられた。10%に至るまでは生産協同組合、25%までは国内航空輸送、エアタクシー輸送、特別航空輸送である。49%に至るまでは保険会社、保証会社、両替商、倉庫会社、ファイナンスリース会社、ファクタリング会社、制限付金融機関、証券市場法に規定する会社、年金運用機関、爆発物・花火・銃火器の製造販売、国内流通新聞の印刷・発行、森林・牧畜・農業用土地所有会社の‘T’シリーズ株式²⁰、排他的経済水域漁業、沿岸漁業、淡水漁業、総合港湾の管理、海運法による国内航路の水先案内港湾サービス、観光用クルーザーを除く海運会社、などとされた。

さらに、外国資本の参加比率が49%を超える場合に外資委員会の承認が必要とされる業種は、曳航・係留・用船などの港湾サービス、遠洋運輸船舶操業の海運会社、公共飛行

場の認可会社または特別許可会社、私立学校、法務、信用情報、証券格付組織、保険代理店、携帯電話、石油・副産物のパイプライン建設、石油・ガスの井戸掘削、公共鉄道サービスおよび鉄道の建設・操業・管理と定められた。

1993年外資法制定に伴う一連の改正の後、1999年時点でメキシコによる704の事業活動分類の内、606業種が完全に外国投資に対して開放され、外国投資が認められない業種は16のみとなっている²¹。1993年外資法は、NAFTAとともに、外資導入及び科学技術の発展により中進国への成長を目指すメキシコの政策の中心的なものであり、その他のFTAおよびBITと共にメキシコにおける外国投資の法システムを形成している。サリナス政権下では外交関係の多角化が始められ、NAFTAに続いてコスタ・リカ、グループ・デ・ロス・トレス²² (Grupo de los Tres : コロンビアおよびベネズエラ)、ボリビアとのFTAが調印された。さらに、メキシコは1993年11月にアジア太平洋経済協力会議²³ (APEC : Asia-Pacific Economic Cooperation Council) に加盟した。APEC経済首脳は1994年11月のジャカルタにおける首脳会議で「APEC経済首脳の共通の宣言」(ボゴール宣言 : APEC Economic Leader's Declaration of common resolve) において、アジア太平洋地域において経済発展の状況に応じて、先進国は遅くとも2010年まで、発展途上国は遅くとも2020までに自由で開放された貿易および投資という目標を設定すると誓約した。さらに、メキシコは1994年5月に経済協力開発基金²⁴ (OECD : the Organisation for Economic Co-operation and Development) に加盟した。OECDは1961年12月に外国直接投資の自由化を含む「資本移動の自由化コード」および技術導入の自由化を含む「経常的貿易外取引の自由化コード」を定めており、メキシコも先進国として資本および技術取引を自由化する責任を負うことになった。

サリナス大統領の在任中の期間は、経済は安定的に拡大していたが、貿易収支の赤字が資本収支の黒字で補われるという状態が続いた。石油以外に目立った輸出製品は少なく、良質な外国製品が大量に輸入された。それでも、メキシコ・ペソの為替レートは米ドルに対して計画的に切り下げられて安定しており、金利は高く外国から投機的な資金がかなり流入していたので、外貨準備高についても一定の水準は保たれていた。NAFTAが発効した1994年1月1日に、グアテマラ国境近くのチアパス (Chiapas) で先住民族が自治を求めて蜂起した。ごく小規模の事件ではあったがデリケートな少数民族問題であることから解決が長期化した。そして、1994年3月に政権与党である制度的革命党 (PRI : el Partido Revolucionario Institucional) の次期大統領候補であるルイス・ドナルド・コロシオ (Luis Donald Colocio) が暗殺され、1994年9月に同じPRIの幹事長であるフランシスコ・ルイス・マシユー (Francisco Ruiz Massieu) が暗殺された。これらの事件はメキシコの政治的不安定さを示すものとの印象を外国投資家に与え、外国からの投資は政権末期に徐々に減少に転じ始めた。

エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン (Ernesto Zedillo Ponce de León) 大統領は (任期は1994年12月から2000年11月) 大統領着任直後に外貨準備が減少してきていたことから、1994年12月に対ドルで15%のメキシコ・ペソ切下げを公表したところ、急激にメキシコに対する信用不安が高まり、外国への資本逃避を生じて通貨危機に見舞われた。しかし、メキシコの耐乏政策、間接税や公共料金の引上げを条件として、IMFやアメリカ合衆国を中心とする各国より、500億ドル超のファイナンス支援が行われ、危機は迅速に収束した。1995年中の実質GDPの成長率は-6.2%と過去最低を記録したが、緊急経済政策の実施や次第にNAFTAの効果が現われて外国直接投資が増加し、1995年末か

ら経済指標は回復した。

セディーゴ政権の時期においてもFTAは拡大され、ニカラグア、チリ、欧州連合（EU：European Union）、イスラエル、トリアングロ・ノルテ²⁵（Triangulo Norte：エル・サルバドル、グアテマラ、ホンジュラス）とFTAが調印された。

外国投資に関しては、1998年9月8日に「外国投資法および外国投資国家登録に関する規則」（1998年外資法・外資登録規則：el Reglamento de la Ley de Inversión Extranjera y del Registro Nacional de Inversiones Extranjeras）が公布され、1989年外資法規則が廃止された。

セディーゴ政権は政治の民主化を実現するために大統領選挙手続を透明化した。その結果、71年目にして結党以来初めてPRIは2000年の大統領選挙に破れ、国民行動党（Partido Acción Nacional）からビセンテ・フォックス・ケサダ（Vicente Fox Quesada）大統領が選出された。

4. 投資に関する国際協定

(1) NAFTA

1980年代までに二国間の貿易関係が世界で最大となっていた米国とカナダは、それまでも関税引下げのためにいくつもの二国間協定を締結していたが²⁶、アメリカ合衆国のブッシュ（George H. W. Bush）政権とカナダのマルルーニー（Brian Mulroney）政権との間で1986年5月に自由貿易協定締結交渉を開始した。すでに両国間貿易の平均関税率は十分に低下していたので、当初よりカナダはアメリカ合衆国経済への自由なアクセス、米国はカナダのエネルギー産業や文化産業への参入を目指していた。1989年1月1日に米加自由貿易協定が発効した。NAFTAほど詳細な協定ではなく、知的財産については20章（その他の規定）2004条に「締約国は、知的財産の保護を改善するために多国間貿易

交渉のウルグアイ・ラウンドおよび他の国際フォーラムにおいて協力する」と規定されているのみである²⁷。投資については16章に11箇条の規定がおかれている（NAFTAは投資について39箇条の規定がある）。1990年6月にアメリカ合衆国のブッシュ政権とメキシコのサリナス政権の間で米墨自由貿易協定交渉の開始が合意されたことから、同年9月にカナダは米墨自由貿易協定交渉への参加を決定し、米加自由貿易協定はNAFTAへと発展的に解消した。

1990年代からラテンアメリカではグローバリゼーションに対応する経済政策の基本的な考え方として新自由主義（Neo Liberalism）が広まった。これはワシントン・コンセンサスと呼ばれる、1989年に国際経済研究所のウィリアムソン（John Williamson）がラテンアメリカの経済政策をテーマとする会議において提示した、規律ある財政、高い経済リターンをもたらすあるいは厚生・教育・インフラ整備などの所得配分を改善する分野への優先的な公的支出、課税ベースの拡大および税率の引下げ、金利率の自由化、競争的な為替レート設定、貿易自由化、外国直接投資の自由化、民営化、規制緩和、財産権の保護を内容とする一連の政策を指す²⁸。メキシコ、コロンビア、チリ等の中南米諸国（ブラジル、アルゼンチン、ベネズエラ、キューバを除く）はワシントン・コンセンサスに基づき改革を進め、NAFTAをはじめとする多数のFTAが締結された²⁹。

NAFTAについては1992年8月12日に三国間で締結することが基本合意され、1992年12月27日に調印、1994年1月1日に発効した。

NAFTAにおける投資に関する規定は、11章のセクションAおよびセクションBからなっており、セクションAには実質規定、セクションBには手続規定が置かれている。内容的には、投資家の保護および権利を拡大している。投資に関してエネルギー以外のほと

らについて障壁をなくし、締約国の投資家に対し内国民待遇および最恵国待遇を保障している。メキシコは外国直接投資に対する保護主義的な規制を、域外・域内を問わず10年以内に撤廃することになっている。さらに、投資に対する締約国の障壁・規制を減らしていくことになっている。つまり、パフォーマンスの要求において輸出義務、国産化比率達成義務、現地調達義務、輸入を輸出または外国投資額に関連づける規制、国内販売を輸出または外国為替収入に関連付ける規制、技術・製造方法などを現地国人に移転する義務を課してはならない。投資によって設立される企業の上級役員の国籍指定を禁止、投資から生じる利益、配当等の送金制限をしてはならず、締約国による取用の原則的禁止および例外的に取用する場合は公正に補償しなければならない。

締約国の違反により損害を受けた投資家は、当該国と交渉を行い、解決されない場合には仲裁を求めることができる。セクションBはセクションAの規定内容を手続的に保証するために国際仲裁制度を利用して投資家が投資受入国に請求できる制度を導入している。その内容においてメキシコが重視してきた、現地国における救済手段を可能な限り利用する義務はないとされ、直接、国際的救済手段を利用できるものとされている。

1110条（取用および補償）において、取用を「直接的または間接的に、その領域内にある他の締約国の投資家の投資を国有化もしくは取用するまたは投資の国有化もしくは取用と同等の措置」と規定する。したがって、通常の直接的な投資資産の没収以外の間接的な国有化等および同等の措置には、課税、取引の制限や為替管理などの投資国の経済規制、さらには環境保護や福利厚生政策など投資資産に直接手をつけなが、実質的に投資資産の価値に悪影響を与えることになる投資受入国の政策がどこまで対象となるのかが問題である。

1994年にNAFTAが発効して以降、一時的に信用不安のあった1995年、1996年を除くとメキシコには毎年100億ドル超の外国直接投資が流入した。NAFTA発効以前は国際市場から遮断されたメキシコ国内市場への足がかりを作るための投資であったが、NAFTA以降はそれ以外に自動車や電子製品の組立工場など世界戦略の一環としての投資が主となっている。

外国投資家にとっては、メキシコが従来の外資法制に比べてはるかに透明度の高い近代的な法システムを有するNAFTAの締約国であることが、長期にわたる投資のなよりの担保となっている。

(2) メキシコの締結したFTA

NAFTA以降、メキシコは、外国投資の源泉の多様化、安全を図る目的でFTAをラテンアメリカ、ヨーロッパ、イスラエルと、EPAを日本と締結した。メキシコ経済は元々圧倒的にアメリカ合衆国との関係が深い。したがって、貿易・投資関係の多様なネットワークを張り巡らすことはメキシコにとっては当然の施策であったといえよう。NAFTAによってアメリカ合衆国との国境沿いのマキラドーラ³⁰では、テレビなどの電気製品、パソコンなどの電子製品および自動車の部品産業などが発展し、主にアメリカ合衆国を市場として輸出が増加した。しかし、加工貿易であるので輸入も増加したので、高付加価値を生み出す産業に育ってはいないし、技術移転の面でもそれほど高度な技術は移転されていない。2000年以降アメリカ合衆国の不況のあおりでメキシコ経済も一転して不況となるというようにアメリカ合衆国の経済に左右される状況が続いている。日本と締結したEPAなどは、メキシコ側からみれば、この状態から抜け出すために、単なる貿易によるメリットのほかに長期的な視点で資本や技術の移転を狙ったものといえる。

イスラエルとのFTAは投資に関する規定がなく、EC、EFTAとのFTAには投資紛争

解決手続規定がない。それ以外のFTA、EPAの投資条項は紛争解決手続規定を有し、しかも、全てNAFTAと同じ国際仲裁による手続となっている。

① NAFTA (アメリカ合衆国, カナダ) (調印日1992年12月27日, 発効日1994年1月1日) 投資を11章(1101条から1139条), 知的財産を17章(1701条から1721条)に規定する。

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理について, a) 紛争当事者の双方が投資紛争解決条約³¹ (ICSID条約: Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States) 締約国の場合はICSID条約, b) 紛争当事者のいずれか一方がICSID条約締約国でない場合はICSID条約の追加制度規則(the Additional Facility Rules of ICSID), またはc) 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL³²: the United Nations Commission on International Trade Law) 仲裁規則, に基づく仲裁に請求を送付することができる³³。

② コスタ・リカ(調印日1994年4月5日, 発効日1995年1月1日)

投資を13章(13-01条から13-39条), 知的財産権を14章(14-01条から14-32条)に規定する包括的な条約である。投資紛争処理はNAFTAと同様である。

③ Grupo de los Tres (コロンビア, ベネズエラ) (調印日1994年6月13日, 発効日1995年1月1日)

投資を17章(17-01条から17-16条), 知的財産権を18章(18-01条から18-34条)に規定する包括的な条約である。投資紛争処理はNAFTAと同様である。

④ ボリビア(調印日1994年9月10日, 発効日1995年1月1日)

投資を15章(15-01条から15-37条), 知的財産権を16章(16-01条から16-43条)に規定する包括的な条約である。投資紛争

処理はNAFTAと同様である。

⑤ ニカラグア(調印日1997年12月18日, 発効日1998年7月1日)

投資を16章(16-01条から16-39条), 知的財産権を17章(17-01条から17-32条)に規定する包括的な条約である。投資紛争処理はNAFTAと同様である。

⑥ チリ(調印日1998年10月1日, 発効日1999年8月1日)

投資を9章(9-01条から9-40条), 知的財産権を15章(15-01条から15-47条)に規定する包括的な条約である。投資紛争処理はNAFTAと同様である。

⑦ EU (オーストリア, ドイツ, ベルギー, デンマーク, スペイン, フィンランド, フランス, ギリシャ, オランダ, イタリア, アイルランド, ルクセンブルグ, ポルトガル, イギリス, スウェーデン) (調印日2000年3月23日, 発効日2000年7月1日)

投資を3章(28条から35条), 知的財産権を4章(36条)に有する。投資紛争処理規定はない。知的財産は36条で具体的な条約名を挙げて国際条約に従うこと, 尊重すること, 締約に努力することを規定しているのみである。

⑧ イスラエル(調印日2000年4月10日, 発効日2000年7月1日)

投資についての規定はない。知的財産権を7章「WTOの権利及び義務」の中で7-05条においてTRIPs協定に従うと規定するのみである。

⑨ Triangulo Norte (エル・サルバドル, グアテマラ, ホンジュラス) (調印日2000年6月29日, メキシコ発効日2001年3月14日, エル・サルバドル・グアテマラ発効日2001年3月15日, ホンジュラス発効日2001年6月1日)

投資を14章(14-01条から14-41条), 知的財産権を16章(16-01条から16-59条)に規定する包括的な条約である。投資紛争処理はNAFTAと同様である。

- ⑩ EFTA（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイス）（調印日2000年11月27日、アイスランド・リヒテンシュタイン発効日2001年7月1日、メキシコ・ノルウェー・スイス発効日2001年10月1日）

投資を3章5節（45条から49条）、知的財産権を6章（69条）に規定する。投資紛争処理規定はない。知的財産権規定はTRIPs協定を引用する簡単な規定である。

- ⑪ ウルグアイ（調印日2003年11月15日、発効日2004年7月15日）

投資を13章（13-01条から13-38条）、知的財産権を15章（15-01条から15-58条）に規定する包括的な条約である。投資紛争処理はNAFTAと同様である。

- ⑫ 日本（調印日2004年9月17日、発効日2005年4月1日）

メキシコの最初のEPAである。投資を7章（57条から96条）、知的財産権は投資の中に73条として規定する。

投資紛争処理についてNAFTAと同様であるが、両国の合意によりその他の仲裁規則による仲裁も求めることができる。知的財産権については、この協定に定めることは知的財産に関して両国が締結した多国間条約に定める権利及び義務に影響しないことおよび一方の締約国が知的財産権に関して締結した多国間条約における投資に関する規定が他の締約国を拘束しないことだけを規定している。

(3) メキシコが締結したBIT

友好通商条約は二国間の友好的な交流や通商を保つために締結され、経済活動の基本となる貿易、投資および人権の保障等に関する事項を規定している。しかし、友好通商条約は総括的な規定であるために、細かい取り決めが必要とされる投資に関しては別途協定を結ぶ必要が生じ、BITが締結されるようになった。世界で最初のBITは、1959年にドイツとパキスタンの間で締結され、その後ドイ

ツ、スイス、オランダ等が他国との間にBITを拡げていった。1970年代半ばからは、欧米の先進国、1990年代にはロシアや東欧諸国が加わり、現在では3,000以上のBITが締結されている。BITは、自国の国民および企業の外国投資について有利な条件を確保することおよび両締約国の繁栄を目標とすることが謳われる。また、BITを締結している国はグローバリゼーションに対応している国とみられ、さらにそのBITの各条項を見ることによってグローバリゼーションの程度を知ることができる。

メキシコは最初のBITをスペインとの間で1995年に締結している。FTAに関してはNAFTAを1992年に締結したのが初めてである。メキシコにおいては、FTAがNAFTAのように投資まで網羅したものである場合にはBITを締結していない。BITを締結する相手国としては、FTAを締結していない国は別として、FTAを締結していても投資紛争処理規定のないECやEFTAの加盟国と別途BITを個別に締結している例が多い。

次に、メキシコの締結しているBITについて、その投資者と投資受入国の間の投資紛争処理規定の概要をみることにする。

- ① スペイン（調印日1995年6月22日、官報掲載日1997年3月19日）

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理について、a) 紛争当事者の双方がICSID条約締約国の場合はICSID条約、b) どちらか一方がICSID条約締約国でない場合はICSID追加制度規則、またはc) UNCITRAL仲裁規則、d) NAFTA仲裁規則に基づく仲裁により解決することがaK定されている。

- ② スイス（調印日1995年7月10日、官報掲載日1998年8月20日）

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理については、NAFTAと同様の仲裁により解決する。

- ③ アルゼンチン（調印日1996年11月13日、

官報掲載日1998年8月28日)

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理については、投資受入国の管轄裁判所、もしくはNAFTAと同様の国際仲裁のいずれかにより解決する。

- ④ ドイツ (調印日1998年8月25日, 官報掲載日2001年3月20日)

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理について、a) 投資受入国の普通裁判所または行政裁判所、b) 事前に合意された紛争解決手続、または次のいずれかによる仲裁により解決する。c) 紛争当事者の双方がICSID条約締約国の場合はICSID、d) どちらか一方がICSID条約締約国でない場合はICSID追加制度規則によりICSID、e) UNCITRAL仲裁規則により単独の仲裁人もしくはアド・ホック(ad hoc: 個別的な) 仲裁裁判所、国際商業会議所³⁴ (ICC: International Chamber of Commerce) 仲裁規則により、ICCの単独の仲裁人もしくはアド・ホック仲裁裁判所。

- ⑤ オランダ (調印日1998年5月13日, 官報掲載日2000年7月10日)

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理については、NAFTAと同様の仲裁により解決する。

- ⑥ オーストリア (調印日1998年6月29日, 官報掲載日2001年3月23日)

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理について、投資受入国の司法もしくは行政の管轄裁判所、事前に合意された紛争解決手続、または次のいずれかによる仲裁により解決する。c) 紛争当事者の双方がICSID条約締約国の場合はICSID、d) どちらか一方がICSID条約締約国でない場合はICSID追加制度規則によりICSID、e) UNCITRAL仲裁規則により単独の仲裁人もしくはアド・ホック仲裁裁判所、ICC仲裁規則により、ICCの単独の仲裁人もしくはアド・ホック仲裁裁判所。

- ⑦ ベルギー・ルクセンブルグ (調印日

1998年8月27日, 官報掲載日2003年3月19日)

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理について、a) 投資受入国の管轄裁判所、b) 事前に合意された紛争解決手続、または次のいずれかによる仲裁により解決する。c) 紛争当事者の双方がICSID条約締約国の場合はICSID、d) どちらか一方がICSID条約締約国でない場合はICSID追加制度規則によりICSID、e) UNCITRAL仲裁規則によりアド・ホック仲裁裁判所、ICC仲裁規則によりICCのアド・ホック仲裁裁判所。

- ⑧ フランス (調印日1998年11月12日, 官報掲載日2000年11月30日)

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理について、a) 紛争当事者の双方がICSID条約締約国の場合はICSID、b) どちらか一方がICSID条約締約国でない場合はICSID追加制度規則によりICSID、c) UNCITRAL仲裁規則によりアド・ホック仲裁裁判所、d) ICC仲裁規則によりICCのアド・ホック仲裁裁判所、における仲裁手続に付託することが規定されている。

- ⑨ フィンランド (調印日1999年2月22日, 官報掲載日2000年11月30日)

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理については、a) 投資受入国の管轄裁判所または行政裁判所、b) 事前に合意された紛争解決手続、c) NAFTAと同様の仲裁のいずれかにより解決する。

- ⑩ ウルグアイ (調印日1999年6月30日, 官報掲載日2002年8月9日) 投資者と投資受入国の間の投資紛争処理について、a) 投資受入国の管轄裁判所、b) 事前に合意された紛争解決手続、もしくは、次のいずれかによる仲裁により解決することが規定されている。c) 紛争当事者の双方がICSID条約締約国の場合はICSID、d) どちらか一方がICSID条約締約国でない場合はICSID追加制度規則によりICSID、e)

UNCITRAL仲裁規則によりアド・ホック仲裁裁判所，f) ICC仲裁規則によりアド・ホック仲裁裁判所。

- ⑪ ポルトガル（調印日1999年11月11日，官報掲載日2001年1月8日）

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理について，a) 投資受入国の管轄の司法裁判所もしくは行政裁判所，b) 事前に合意された紛争解決手続，c) NAFTAと同様の仲裁手続のいずれかにより解決することが規定されている。

- ⑫ イタリア（調印日1999年11月24日，官報掲載日2003年1月17日）

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理について，a) 投資受入国の管轄裁判所，b) 事前に合意された紛争解決手続，もしくは次のいずれかにおける仲裁により解決することが規定されている。c) 紛争当事者の双方がICSID条約締約国の場合はICSID，d) どちらか一方がICSID条約締約国でない場合はICSID追加制度規則によりICSID，e) UNCITRAL仲裁規則によりアド・ホック仲裁裁判所，f) ICC仲裁規則によりICCのアド・ホック仲裁裁判所。

- ⑬ デンマーク（調印日2000年4月13日，官報掲載日2000年11月30日）

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理について，a) 投資受入国の管轄裁判所または行政裁判所，b) 事前に合意された処理手続，もしくはc) NAFTAと同様の仲裁のいずれかにより解決する。

- ⑭ スウェーデン（調印日2000年10月3日，官報掲載日2001年7月27日）

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理について，a) 紛争当事者の双方がICSID条約締約国の場合はICSID，b) どちらか一方がICSID条約締約国でない場合はICSID追加制度規則に基づきICSID，c) UNCITRAL仲裁規則に基づき個別的な仲裁裁判所，d) ICC仲裁規則に基づいて国際商事仲裁裁判所の仲裁手続により解決する

ことが規定されている。

- ⑮ ギリシャ（調印日2000年11月30日，官報掲載日2002年10月11日）

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理について，a) 投資受入国の管轄の司法裁判所または行政裁判所，b) 事前に合意された紛争解決手続，c) NAFTAと同様の仲裁のいずれかにより解決する。

- ⑯ 韓国（調印日2000年11月14日，官報掲載日2002年8月9日）

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理について，a) 投資受入国で管轄権を有する司法裁判所または行政裁判所，b) 事前に合意された紛争解決手続，もしくは次のいずれかにおける仲裁により解決することが規定されている。c) 紛争当事者の双方がICSID条約締約国の場合はICSID，d) どちらか一方がICSID条約締約国でない場合はICSID追加制度規則によりICSID，e) UNCITRAL仲裁規則によりアド・ホック仲裁裁判所，f) ICC仲裁規則によりICCのアド・ホック仲裁裁判所。

- ⑰ キューバ（調印日2001年5月30日，官報掲載日2002年5月3日）

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理について，a) 紛争当事者双方が締約国の場合にはICSID条約，b) いずれか一方のみが締約国の場合にはICSID追加制度規則，c) ICC規則，d) その他の国際機関のいずれかによる仲裁に基づいて解決する。

- ⑱ チェコ（調印日2002年4月22日，官報掲載日2004年3月25日）

投資者と投資受入国の間の投資紛争処理について，a) 投資受入国の管轄裁判所もしくは行政裁判所，b) 事前に合意された紛争解決手続，c) NAFTAと同様の仲裁のいずれかにより解決する。

他に，アイスランドおよびオーストラリアとは現在交渉中である。

5. おわりに

先進国は、グローバル市場において、資本投下、技術開発、製品製造、製品販売そして技術移転というサイクルで付加価値を創造し、資本を回収、蓄積、再投下して経済成長を維持しなければならない。グローバリゼーションが展開する現在、先進国の多国籍企業はこのサイクルを世界的なネットワークの中で形成し、発展途上国にもその一環に組み込まれる。発展途上国も自国の経済成長を持続させるためには、同様な付加価値創造から資本蓄積に至るサイクルが必要である。第一次産品は輸出価格の変動が大きく、資源は有限であることから、将来的に安定した輸出を継続するのは難しい。単なる製造工程の一部の加工工程だけでは技術的に高度なものは移転されず、また、輸出が増加しても付带的に輸入も増加するので、付加価値は大きくはならない。したがって、発展途上国は、自国への先進国の資本進出に対しては、それぞれが有する資源や伝統に基づいて自主的に必要な技術や固有の商品開発を考慮して、必要な外国投資を選別する必要がある。

メキシコにおいて外国投資に関する紛争処理は、現実的にはFTAやBITに規定される紛争解決手続により、国際仲裁によって処理されている。しかし、メキシコの憲法や外資法等にはカルボ条項が維持され、基本的な精神が貫かれている。メキシコの外資法はあくまでメキシコ産業を外国から保護する基本的な機能を有し、FTAやBIT等の国際協定は、時代の要請に応じて先進国と発展途上国の利害を調整する機能を有していると考ええる。

本稿は1991年から1995年までのメキシコ・シティー駐在経験および2005年2月から3月にかけてのメキシコ出張による調査を基に執筆した。現在のメキシコ・シティーは、外国企業の多いオフィス街や外国人が多く居住する住宅地に、外国のチェーン・ホテル、

スーパーマーケットやコンビニが立ち並び、新しい高層オフィスビルが増えていた。しかし、大統領府のあるソカロ広場 (el Zócalo) を取巻くセントロ (中心街) や市内の一般メキシコ人居住地区は10年前に比べて大きな変化はないように見えた。NAFTA発効後10年を経て、現在のFTAやBITに基づく市場開放および自由貿易への展開が本当にメキシコの国民生活を改善するものなのか。少なくとも、メキシコは経済を一気に開放、自由化せざるを得なかったために、1994年末の通貨危機において、短期の投機的な外国資本の急激な流出に耐えられる体制にはなかったものと思われる。しかし、NAFTAの締約国であったのでアメリカ合衆国が中心になって救済している。近年のメキシコ経済は、原油の発見によるブームとその後の経済破綻による通貨切下げ、外国への資本逃避の繰返してあった。メキシコの資本家は、経験的に自国の経済情勢に敏感であり自国経済に不安があるとみると、外国への資本逃避を迅速に行う。しかし、外国に逃避させる資本もない貧困層は経済危機の度に耐乏政策によって失職したり賃金が下がるという負担を強いられるだけである。資本や技術が適正に導入されず付加価値を生み出すサイクルが作り出せていないことが、必要な雇用を生み出せず貧富の差を拡大する原因ともなっていると考える。中国やベトナム、あるいはチリなど外国投資導入により高い経済成長をもたらしている国と比較して、今後この点をメキシコがどのようにして克服できるのかが課題となるように思われる。

注

- 1 山田鎌一・佐野寛『国際取引法[新版]』9-37頁〔有斐閣、1998年〕。
- 2 アメリカ合衆国とイギリスが国際貿易機構 (ITO: International Trade Organization) の設立を国連経済社会理事会に提案し、1946年の国連貿易雇用会議において準備委員会がITO憲章を起草して1948年にハバナ会議で承

- 認められた。ITO憲章の起草中に第一回の貿易交渉が開始され、貿易自由化のプロセスを開始できるか懸念されたため、GATTが1947年に署名された。GATTはITO憲章の一部と考えられていたので機構としての構造はほとんどもたなかった。ITO憲章はアメリカ合衆国議会が承認せず結局不成立となかったが、GATTに関しては1947年に暫定適用議定書が締結され、1948年に発効した。GATTは8回にわたる多角的貿易交渉（ラウンド）において関税引下げ、非関税障壁の撤廃、新分野における国際ルール策定に取組んだ。GATTを拡大発展させ紛争解決ルールなど足りなかった点を補って1995年1月1日にWTO協定が締結され、WTOが発足した。
- 3 手島茂樹「直接投資、技術移転と経済開発」国際政経論集8号（2000年）143頁。
- 4 昭和25年法律第163号。
- 5 昭和24年法律第228号。
- 6 手島・前掲注3，143-144頁。
- 7 Richard G.Lipsey & K.Alec Chrystal, *An Introduction to Positive Economics*, 8th ed., Oxford University Press, at 637 (1995).
- 8 メキシコにおける代表的な事件は次の2件である。
- ①メキシコ市で営業するフランス人ケーキ職人がメキシコの争乱で被った損害の賠償をメキシコ政府に求償し拒絶された。1838年2月にフランスは艦隊をメキシコのベラクルス港に派遣し、同年4月に港を封鎖してメキシコ商船を差押えた。メキシコ政府との交渉は埒が明かず、同年11月にフランス軍はベラクルスの要塞を占領した。結局、1839年にメキシコが損害を賠償をして紛争は解決した。
- ②1861年7月にメキシコが対外債務支払を2年間停止する法律を公布したことから、イギリス・スペイン・フランスは同年12月より艦隊を派遣し、連合軍がベラクルスに上陸した。1862年4月にメキシコ政府との協議で合意したスペイン・イギリス軍は撤退するが、この機にメキシコ支配を目論んでいたフランス軍は単独で戦闘を継続し、1863年6月にメキシコ市を占領した。1864年にフランスはオーストリア皇帝フランツ・ヨーゼフ1世の弟マキシミリアンをメキシコ皇帝に迎え、メキシコ帝国を建国した。1865年4月に南北戦争が終結したアメリカ合衆国がメキシコ解放軍の支援を開始した。一方、フランスのナポレオン3世はヨーロッパ情勢の緊張から1867年2月に

- フランス軍を撤兵したため、同年6月にメキシコ解放軍がマキシミリアン皇帝を捕らえ、銃殺してメキシコ帝国は終焉した。
- 9 島田征夫『国際法〔新版〕』（弘文堂、1997年）110-111頁。
- 10 メキシコ政府と外国私企業間の特別の許可の契約の紛争解決のために、国際仲裁条約の締結を外国が要望した。1923年9月8日にアメリカ合衆国が最初に条約（ワシントン条約）を締結し、フランス、ドイツ、イギリス、イタリア、スペインおよびベルギーが続いて条約を締結した。これらの条約では、外国国民の請求権は請求権委員会に付託され、請求権委員会が国際法、正義および衡平の原則により決定した。入江啓四郎『開発途上国における国有化』（早稲田大学比較法研究所、1974年）92-93頁。
- 11 *North American Dredging Co. Claim* (1926) 4 R.I.A.A. 26.
- 12 入江・前掲注10，92-100頁。
- 13 Harry K. Wright, *Foreign Enterprise in Mexico-Laws and Policies*, The University of North Carolina Press, at 101 (1971).
- 14 1917年憲法27条I。
- 15 H.K.Wright, *supra* note 13, at 101-102.
- 16 *Id.*, at 102.
- 17 中川和彦編『ラテンアメリカ国際経済法の国際的展開』（アジア経済研究所、1992年）98-100頁。
- 18 1930年代の大不況の原因となった破滅的な経済政策が繰返されることを回避するために、1944年7月のブレトン・ウッズにおける国際会議においてIMF設立が構想され、第二次世界大戦後1945年12月に設立された。国際取引の均衡拡大、為替レートの安定、為替切り下げ競争の回避、国際間決済問題の秩序ある修正を役割とする国際通貨制度の中心機関である。
- 19 中川・前掲注17，100-109頁。
- 20 ‘T’ シリーズの‘T’はスペイン語の*tierra*（土地）を意味しており、Tシリーズ株式とは土地所有会社の株式を意味する。
- 21 *Economic Commission for Latin America and the Caribbean, Foreign Investment in Latin America and the Caribbean*, at 98 (1999).
- 22 1989年10月にメキシコ、コロンビア、ベネズエラの三国は、経済統合およびマクロ経済政策の調和を加速することを合意し、三国はグルーポ・デ・ロス・トレス（三国グループ）と称している。

- 23 1989年11月にキャンベラにおけるAPEC第一回閣僚会議において、日本、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、マレーシアおよびアメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの12カ国をメンバーとして、アジア太平洋地域の持続可能な発展を目的として発足した。貿易投資の自由化・円滑化、経済技術協力を主たる活動とする。1991年より中国、香港および台湾が参加した。1993年11月のシアトルにおける第一回首脳会議においてメキシコとパプア・ニュー・ギニアが加わった。その後、1994年にチリ、1997年にロシア、ペルー、ベトナムが参加し、以降10年間は新規参加が凍結された。
- 24 第二次世界大戦終結後に欧州経済復興のために、1947年6月にアメリカ合衆国が発表したマーシャル・プランを推進するために欧州経済協力機構（OECE：Organisation for European Economic Co-operation）が1948年4月に創設された。欧州復興を達成後、世界規模で国際経済全般について先進国が協議する経済協力機構に衣替えすることになり、1960年12月にOECD条約が署名され、1961年9月にOECDは発足した。当初の加盟国は欧米の12カ国で、現在は30カ国となっている。OECDは経済、社会および環境問題などについて先進国間で意見調整し、国際的な条約モデルやガイドライン等を提供している。
- 25 エル・サルバドル、グアテマラ、ホンジュラスの三国をトリアングロ・ノルテ（北方三角諸国）と称している。
- 26 1965年にアメリカ合衆国およびカナダはU.S. CANADA Automotive Agreementを締結し、自動車、トラック、バス、タイヤおよび自動車部品の自由貿易を取極めた。この協定は後にNAFTAに組み込まれた。一般的にAUTO PACKと呼ばれる。
- 27 CANADA-US Free Trade Agreement (1989) 2004条。
- 28 2004年9月24-25日にバルセロナで“From the Washington Consensus towards a new Global Governance”をテーマとして開催された、「国際関係及び開発に関する調査、教育、書面化、普及センター財団」（Fundación CIDOB）が主催する会議においてJ. Williamsonが発表した‘A Short History of the Washington Consensus’による。
- 29 René Villarreal, TLCAN 10 años después - EXPERIENCIA DE MÉXICO Y LECCIONES PARA AMÉRICA LATINA-, Grupo Editorial Norma, at 24-25 (2004).
- 30 メキシコにおける保税加工業の呼称。保税輸入品を加工し輸出する段階で税金等の優遇が受けられる。
- 31 国際復興開発銀行（世界銀行）の主導によって、政府および外国投資者間の投資紛争解決を目的として、条約は1965年3月18日にワシントンで署名され、1966年10月14日に発効した。ICSID（International Centre for Settlement of Investment Disputes）は紛争解決条約に基づいて調停および仲裁の施設として創設された。1978年には、一方の紛争当事者が締約国でない場合などICSID条約対象外となる一定の事案を対象とする追加制度規則が制定された。
- 32 1966年12月17日に国連総会決議2205（XXI）により、国際取引法の調和および統一を進めることを使命としてUNCITRALは設立された。総会により選出された60カ国のメンバー国により構成される。メンバー国の任期は6年であり、3年ごとに半数が改選される。1976年4月28日にUNCITRAL仲裁規則を採択した。
- 33 NAFTA1120条。
- 34 貿易および投資、商品やサービスに関して開かれた市場、資本の自由な移動の促進により世界のビジネスに貢献する目的で、1919年にアメリカ合衆国のアトランティック・シティーでベルギー、イギリス、フランス、イタリアおよびアメリカ合衆国の民間の代表を中心にICCは創設され、現在では約130カ国に会員を有する世界ビジネス機構である。1923年にはパリにICC国際仲裁裁判所を創立した。仲裁規則の他にインコタームズ、信用状統一規則等の国際取引慣習に関する共通ルールを作成している。